

国土入企第 40 号
平成 27 年 2 月 6 日

建設業団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局長

公共工事の円滑な施工確保について

日本経済の好循環を確かなものとし、地方にアベノミクスの成果を広く行き渡らせるためには、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定）及び平成 27 年 2 月 3 日に成立した平成 26 年度補正予算も含めた今後の公共工事の迅速かつ着実な実行が重要です。

「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」では、地域の産業振興等による経済の活性化として、「建設産業の担い手を確保するとともに、発注平準化等の施工確保対策を講じる」などとされています。

国においては、本経済対策の内容に沿って今後の予算を執行することとしておりますが、各地方公共団体においても、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」の趣旨及び「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（平成 26 年 10 月 22 日付け総行行第 231 号・国土入企第 14 号）において要請した内容を踏まえ、円滑な施工確保を図るため、別添のとおり取組を講じるよう各都道府県及び政令指定都市あてに通知しましたのでお知らせします。

貴職におかれては、当該取扱いについてご理解と適切な対応をお願いするとともに、貴団体傘下の建設企業に対し、周知方お願いします。